

幸浦（浅羽南）コミュニティセンター使用料

（単位：円）

区分	使用料(基本)		
	9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:30
大会議室	1,320	1,650	2,470
第1会議室	660	990	1,650
第2会議室	660	990	1,650
第3会議室	280	420	710
和室	660	990	1,650

- 1 利用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合は、上記の区分による使用料（以下「所定使用料」という。）の100分の200に相当する額を加えた額とする。
- 2 市民以外の者が利用する場合は、所定使用料の100分の100に相当する額を加えた額とする。
- 3 空調設備機器による冷暖房を利用する場合は、所定使用料の100分の50に相当する額を加えた額とする。
- 4 上記使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

※ 入場料又は入場料に類するものとは、前売り券、当日券、入場整理券等の入場の対価として入場者から徴収する金銭のことで、入会金、会費、月謝などはこれに類するものとみなします。
また、商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動に該当する場合も含まれます。

幸浦（浅羽南）コミュニティセンター

☎ 0538-23-7205

袋井市役所 協働まちづくり課 コミュニティ推進室

☎ 0538-44-3107（直通）

